

< 障害のある方を雇用している、または雇用しようとしている事業主の皆さまへ >

平成29年秋

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座 が始まります！

精神障害、発達障害のある方々の雇用は、年々増加しています。これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られていました。

このため、労働局・ハローワークでは、一般の従業員の方を主な対象に、精神障害、発達障害に関して正しく理解いただき、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となっていただくための講座を開始します。



精神・発達障害者しごとサポーター養成講座

- ◆内 容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の（予定）特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）
- ◆受講対象：**企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。**
 - ※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。
 - ※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。
- ◆受講料：無料



開催地域	開催地	日 時	会 場	定員
道央地域	札幌市	9月13日(水) 14:00～16:00	ホテルポールスター札幌	300名
道南地域	函館市	10月30日(月) 14:00～16:00	函館地方合同庁舎	50名
道北地域	旭川市	9月26日(火) 14:00～16:00	アートホテル旭川	50名
	稚内市	10月13日(金) 14:30～16:30	ハローワーク稚内	30名
オホーツク地域	北見市	10月17日(火) 14:00～16:00	北見芸術文化ホール	35名
十勝・釧根地域	釧路市	11月17日(金) 14:00～16:00	釧路市生涯学習センター	35名

お申し込み、ご不明な点は、裏面のお問い合わせ先へ !!



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

しごとサポーター養成講座の受講申し込み

- ◆ 養成講座の受講を申し込まれる場合は、受講される方の勤務する事業所名、事業所の電話番号、所属、氏名を記入し、受講される開催地を選択の上、**開催日の3週間前までに、この面を最寄りのハローワークにFax又は郵送して下さい。**

※ ハローワークのFax番号・住所等は、下記の【お問い合わせ先】をご覧ください。

【受講を申し込まれる方】

事業所	電話
所	フリガナ
属	氏名
	受講される開催地 (○で囲んで下さい)
	札幌市、函館市、旭川市、 稚内市、北見市、釧路市
	札幌市、函館市、旭川市、 稚内市、北見市、釧路市

**事業所への出前講座も
あります**

※ 札幌近郊で事情により養成講座に出席できない場合は、事業所への出前講座も検討できます。詳しくは、北海道労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】北海道労働局職業安定部職業対策課【TEL：(011)738-1053】又は最寄りのハローワーク（公共職業安定所）までお問い合わせ下さい。

安定所	郵便番号	所在地	電話番号 Fax番号	安定所	郵便番号	所在地	電話番号 Fax番号
札幌	064-8609	札幌市中央区南10条西14丁目	011(562)0101 Fax(562)6262	室蘭	051-0022	室蘭市海岸町1丁目20-28	0143(22)8689 Fax (22)4125
札幌東	062-8609	札幌市豊平区月寒東1条3丁目2-10	011(853)0101 Fax(853)0102	岩見沢	068-8609	岩見沢市5条東15丁目7-7 岩見沢地方合同庁舎	0126(22)3450 Fax (22)3494
札幌北	065-8609	札幌市東区北16条東4丁目3-1	011(743)8609 Fax(743)8620	稚内	097-8609	稚内市末広4丁目1-25	0162(34)1120 Fax (34)3567
函館	040-8609	函館市新川町26-6 函館地方合同庁舎分庁舎	0138(26)0735 Fax (22)9988	岩内	045-8609	岩内郡岩内町字相生199-1	0135(62)1262 Fax (62)1264
旭川	070-0902	旭川市春光町10-58	0166(51)0176 Fax (54)6600	留萌	077-0048	留萌市大町2丁目12 留萌地方合同庁舎	0164(42)0388 Fax (42)0390
帯広	080-8609	帯広市西5条南5丁目2	0155(23)8296 Fax (23)8706	名寄	096-8609	名寄市西5条南10丁目2-2	01654(2)4326 Fax (2)3229
北見	090-0018	北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎	0157(23)6251 Fax (23)1860	浦河	057-0033	浦河郡浦河町塚町東1丁目5-21	0146(22)3036 Fax (24)2350
紋別	094-8609	紋別市南が丘町7丁目45-33	0158(23)5291 Fax (23)7821	網走	093-8609	網走市大曲1-1-3	0152(44)6287 Fax (44)6276
小樽	047-8609	小樽市色内1丁目10-15	0134(32)8689 Fax (27)7355	苫小牧	053-8609	苫小牧市港町1-6-15 苫小牧港湾合同庁舎	0144(32)5221 Fax (32)1495
滝川	073-0023	滝川市緑町2丁目5-1	0125(22)3416 Fax (24)6561	根室	087-8609	根室市弥栄町1丁目18番地 根室地方合同庁舎4階	0153(23)2161 Fax (24)4158
釧路	085-0832	釧路市富士見3丁目2-3	0154(41)1201 Fax (41)1327	千歳	066-8609	千歳市東雲町4丁目2-6	0123(24)2177 Fax (24)2178

**ご留意
ください**

- 「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格制度等ではありません。また、本講座の受講により、職場の中で障害者に対する特別な役割を求めるものでもありません。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター」の養成は、広く職場における精神障害、発達障害に関する正しい理解の浸透を図り、精神・発達障害者にとって働きやすい職場環境づくりを推進し、「障害者と一緒に働くことが当たり前」の社会になることを後押しすることを目的としています。